

2
業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第四十四条第一項及び第六項に規定する特例老齢農林年金の支給に代えて支給されるものを除く)に係る改正後の第三十条の二において読み替えて準用する改正後の第二十九条第一項に規定する国庫補助対象額算定率についての同条第二項の規定の適用については、同項中「当該年度の十月一日前一年間」とあるのは、「当該年度」とする。

(経過措置)
平成二十六年度における改正後の第二十五条の二第一項の一時金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために老齢農林年金の支給に代えて支給されるものを除く)に係る改正後の第三十条の二において読み替えて準用する改正後の第二十九条第一項に規定する国庫補助対象額算定率についての同条第二項の規定の適用については、同項中「当該年度の十月一日前一年間」とあるのは、「当該年度」とする。

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第一(百七号)

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

別表第二中第百二十三号を第百二十四号とし、第百九号から第百二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第百八号の次に次の一号を加える。
百九 ペルツズマブ及びその製剤

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

平成二十五年六月二十八日
御名 御璽

厚生労働大臣 田村憲久
内閣総理大臣 安倍晋三

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二十三条の八並びに別表第一第一二八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第一号)の一部を次のように改正する。
第一条中第六号の九を第六号の十一とし、第六号の三から第六号の八までを二号ずつ繰り下げ、第六号の二を第六号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤
第一条中第六号の次に次の一号を加える。
六の一 クロトナアルデヒド及びこれを含有する製剤
十九の三 テトラメチルアンモニウムヒドロキシン及びこれを含有する製剤
第二条中第二十四号の六を第二十四号の七とし、第二十四号の五の次に次の一号を加える。
二十四の六 ノロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤
第一条中第二十二号中(169)を(170)とし、(106)から(168)までを(107)から(169)までとし、(105)の次に次のように加える。
(106) 二・三・五・六一テトラフルオロ一四一(メトキシメチル)ベンジル(2)−(1R・三
R)−三一(−シアノプロパー−エニル)−二・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一(メトキシメチル)ベンジル(2)−(1R・三R)−三一(−シアノプロパー−エニル)−二・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一(メトキシメチル)ベンジル(2)−(1S・三S)−三一(−シアノプロパー−エニル)−二・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一(メトキシメチル)ベンジル(2)−(1R・三S)−三一(−シアノプロパー−エニル)−二・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物(二・三・五・六一テトラフルオロ一四一(メトキシメチル)ベンジル)ベンジル(2)−(1R・三R)−三一(−シアノプロパー−エニル)−二・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び二・三・五・六一テトラフルオロ一四一(メトキシメチル)ベンジル(2)−(1S・三S)−三一(−シアノプロパー−エニル)−二・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラート八〇・九%以上を含有し、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一(メトキシメチル)ベンジル(2)−(1R・三R)−三一(−シアノプロパー−エニル)−二・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一〇%以下を含有し、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一(メトキシメチル)ベンジル(2)−(1R・三S)−三一(−シアノプロパー−エニル)−二・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一%以下を含有し、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一(メトキシメチル)ベンジル(2)−(1E・Z)−(1R・三S)−三一(−シアノプロパー−エニル)−二・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一%以下を含有し、かつ、二・三・五・六一テトラフルオロ一四一(メトキシメチル)ベンジル(2)−(1S・三S)−三一(−シアノプロパー−エニル)−二・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・一%以下を含有するものに限る。並びにこれを含有する製剤
第二条第一項中第三十三号の二を第三十三号の三とし、第三十三号の次に次の一号を加える。
三十三の二 二一(ジエチルアミノ)エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二一(ジエチルアミノ)エタノール〇・七%以下を含有するものを除く。
この政令は、平成二十五年七月十五日から施行する。ただし、第一条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 この政令は、平成二十五年七月十五日から施行する。ただし、第一条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の一、第六号の四、第十九号の三及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十五年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十月三十一日までは、法第二十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

厚生労働大臣 田村憲久
内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二百九号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十二号）附則第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年七月一日とする。

厚生労働大臣 田村憲久
内閣総理大臣 安倍晋三

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二百十号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

(国民年金法施行令の一部改正)	
第一条	国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八百八十四号）の一部を次のように改正する。
第二条	第十一条の二第二号中「第十二条第一項から第三項まで」を「第十二条第五項から第八項まで」に改め、「合算した数」の下に「から当該年度において法附則第九条の二第一項に規定する不整合期間となつた期間の総月数を減じた数」を加える。
第三条	第十四条の五の次に次の八条を加える。
第四条	(法附則第九条の四の二第一項の政令で定める期間) <p>一 法附則第七条の三第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間</p> <p>二 平成六年改正法附則第十条第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間</p> <p>三 平成十六年改正法附則第二十二条第二項の規定により保険料納付済期間に算入された期間</p>
第五条	(法附則第九条の四の二第二項の政令で定める法令) <p>一 法附則第七条の三第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間</p> <p>二 法附則第九条の四の二第二項に規定する政令で定める法令は、次に掲げる法律及びこれに基づき又はこれを実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）とする。</p>
第六条	第十四条の六 法附則第九条の四の二第一項に規定する政令で定める期間は、次のとおりとする。 <p>一 法附則第七条の三第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間</p> <p>二 法附則第七条の三第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間</p> <p>三 法附則第七条の三第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間</p>
第七条	前農林共済法（平成十三年統合法の規定によりなおその努力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。）を含む。第十四条の二第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。）を同じ。) <p>七 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号。以下「協定実施特例法」という。） <p>（法附則第九条の四の二第三項の政令で定める規定）</p> </p>
第八条	第十四条の八 法附則第九条の四の二第三項に規定する政令で定める規定は、国民年金及び企事業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）附則第二条第一項とする。 <p>（法附則第九条の四の三第一項の政令で定める額）</p>
第九条	第十四条の九 法附則第九条の四の三第一項に規定する政令で定める額は、同項の規定により同項に規定する特定保険料（以下「特定保険料」という。）を納付する月（以下この項において「納付対象月」という。）が次の表の上欄に掲げる年月に属する場合において、当該納付対象月に係る保険料に相当する額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額（この額に十円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。）とする。
第十条	平成十七年度 ○・○八一 平成十八年度 ○・○六四 平成十九年度 ○・○四八 平成二十年度 ○・○三三 平成二十一年度 ○・○一一 平成二十二年度 ○・〇〇九